

第10回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和3年(2021年)3月29日(月)10:00~12:00

■開催場所

WEB開催(事務局は、滋賀県庁本館3階特別会議室)

■出席委員(五十音順、敬称略)

川勝委員、佐藤委員(副会長)、勢一委員、松田委員、諸富委員(会長)

■県出席者

三日月知事

総務部 江島部長、片岡管理監、里井地方税徴収対策室長、他関係職員

1 開会

(1) 挨拶

(知事)

- ・ この審議会は、今回で10回目となるが、この間、様々な貴重な御示唆や御指導を賜っていることに厚く御礼申し上げます。
- ・ 滋賀県は、桜が満開で、鶯もにぎやかに鳴いている状況であり、本来であれば一堂に会してということも考えたが、コロナの情勢もあることから、今回もウェブで開催することとなった。
- ・ 今日、今年度に諮問した「滋賀にふさわしい税制のあり方」について、これまで、第7回、第8回そして第9回と、計3回にわたって皆さんに御議論いただいた内容を踏まえて、答申案を事務局で用意した。残念ながら本日は御欠席となった井手委員にも、あらかじめ答申案を御覧いただいたので、井手委員から賜った御意見も紹介しつつ、まず前半では、この答申案について御議論いただければと考えている。
- ・ そして、御意見がまとまるようであれば、4月中を目途に会長から答申いただきたいと考えており、来年度以降の具体的な検討・諮問につなげていくための基礎となるような答申をいただければ幸いである。
- ・ また、後半では、「その他」という表題にしているが、2点、御説明申し上げ、委員の皆様への御示唆等をいただければと思う。一つ目は、「新型コロナウイルス感染症による滋賀県税への影響について」であり、昨年の年初から始まった新型コロナウイルス感染症のまん延が、本県の県税収入に与えている影響等について、現時点での状況をまとめたので、御報告したい。二つ目は、委員の先生方も色々な場面でお聞きいただいていると思うが、「徴収を巡る現場の状況等について」であり、私もこの間、県税事務所の職員と直接意見交換する機会を作り、その業務や苦勞の一端等についても直接聞いてきたところであるが、ともすれば税制の議論というと、制度を作るほ

う、作り変えるほうに、どうしても多くの方の目が行きがちだが、それを着実に歳入につなげていくための徴収現場の側面についても、是非みなさまに御案内して、それをより良くするために、どういったことを考えていけば良いのかということなどについても、御議論をいただければと思っている。

- ・ 前後半のいずれも、それぞれの御知見からの様々な忌憚のないお話を賜れば幸いである。以上、簡単ではあるが、あいさつとし、今日も最後まで、一緒に勉強させていただきたい。

2 議事

(1) 滋賀にふさわしい税制のあり方に係る答申案について

- 事務局から資料1に基づく説明を行った後、以下の①から③について、知事を交えて委員による意見交換および質疑応答が行われた。

① 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について

(佐藤委員)

- ・ 柱として、この5本を掲げているのは結構だと思う。ただし、やはり行程表や時間軸を示して、どういう目標をいつまでに達成しようとしているのかについての整理はあってよい。例えば、向こう5年間で何をやるのか、次の10年間で何をやるのか、直近でやるべきことは何なのかということが、示されても良いのではないか。
- ・ 井手委員からのコメントにもあったようだが、炭素税を含めて、国に対して要望すべき部分と、この後出てくる宿泊税のように、滋賀県で独自にできることがあると思うので、それらの整理が必要ではないか。
- ・ 県の税制審議会なので県税しか見ていないが、この後出てくる子育て支援も含めて、財源確保という観点から見ると、市町村税も巻き込んだ議論が必要になってくる。県税は、意外と税目が少なく、個人住民税は一部が県税ではあるが上げにくいし、法人二税は上げられたとしても不安定だし、今更、自動車税などの車体課税を上げようとするのであれば、それには財源確保とはまた違った目的があるかもしれないが、いずれにせよ、まとまった税金にはなりそうもない。一方で、市町村税が強いのは、固定資産税を持っている点である。固定資産税には、幅広くみんなから徴収できるという面がある。したがって、県税だけではなく、市町村税とも整合的に考えていく視点があってよい。

(勢一委員)

- ・ 挙がっている項目については、これまでの議論が踏まえられていて、私もこれでよいと思う。ただし、この「目指すべき方向性」というのが、それ自体で、今回の答申

で示す大きな柱になるのだと思う。そうすると、答申の案文を拝見したところ、いきなり1の項目から始まっているが、この方向性の基礎になる「理念」や「コンセプト」のようなものを冒頭に明記して、その上で、具体的な内容に入ったほうが、答申の示す意味合いが分かりやすいのではないか。その「理念」については、多分この後に具体的に議論していくことと重なってくると思うので、この後の議論も踏まえて、御検討いただければと思う。

(諸富会長)

- ・ 答申案の1ページ目に、滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性として5点が掲げられていて、これ自体も理念といえば理念ではあるが、そのさらに前に、全体を貫くような何かを書くべきということか。

(勢一委員)

- ・ 難しいかもしれないが、いわゆる「前文」のようなものがあってもよいのではないか。かなり幅広い方向性が出ているので、どの程度包括できるかということもあるが、一応アイデアとして出してみた。

(諸富会長)

- ・ 了解した。御提案いただいたので、1の「滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性」の前に「前文」として、二、三行ぐらいで、何か「理念」や全体を貫くようなことを書き加えることは、難しいか。

(知事)

- ・ 今おっしゃったことには、私も共感する。例えば、0番のような形で、この5項目を掲げる根本にあるような考え方を表現してみてもどうかということだと思う。そうしたことは、これまでも私からも発言してきたし、この後の御議論の中にも、そのエッセンスは出てくるかもしれない。本日、いただく御意見も踏まえて、考えてみたい。

(川勝委員)

- ・ 今のお話には、私も共感する。この税制審議会での議論が始まったときから、知事からも、新しい基本構想のお話を御紹介いただき、また「かきくけこ」の話もいただいている。要は、これからの滋賀県が目指すべきビジョンが最初にあって、それとの関係で、今後こういう税制が必要になってくるのではないかという話を展開したほうがよい。私も、何のためにこうした税制を考えるのかということの前段になる話を書いておくことが、重要ではないかと思う。

- ・ その上で、この5つの柱立てに関しては、私も異論がない。あとは、佐藤委員も言及されていたが、資料1の7ページの「その他」にアからウとして挙がっている項目は、滋賀県が独自で行えるものではない。それに対して、エの琵琶湖を活用した税制に関しては、滋賀県で独自に考えられる税制だと思うので、その区別をしっかりとしたほうがよい。ただし、全国的に検討しなければならないことだからといって、滋賀県の役割がないのかということ、そうではない。滋賀県がリーダーシップを発揮して、国に働きかけていく、あるいは他の都道府県に働きかけていく、また、佐藤委員も言及されていたように、市町村にも働きかけていくというアプローチも必要であって、国・地方合わせた税体系全体で考えなければいけない視点もある。その辺りを区別しながら、滋賀県としての役割をしっかりと明示する形になるとよい。

(松田委員)

- ・ 全体としては、よくまとまっていると思う。一点だけ、目指すべき方向性の(4)について、新しい産業を生み育てるということももちろん大事だと思うし、私もそうした発言をしたわけだが、それだけに限らず、既存企業のDXを促進するといったことも入れるとよいのではないか。

(諸富会長)

- ・ (3)と(4)の関係で、(3)には、デジタル化という言葉が入っているが、こちらは、ライフスタイルの話なので、松田委員は、(4)の産業のほうにも、デジタル化ないしは、DXという言葉を入れてはどうかという意見である。それを言うと、(2)の脱炭素も、(4)と関係してくるわけで、相互に関連があるということではあると思う。
- ・ ありがとうございます。スライドの1枚目については、委員の皆様から一通り御意見をいただいた。佐藤委員からは、時間軸について、それから国に対するものと県独自のものの区別、それから市町村税も含めての検討について、御意見があった。一部は、川勝委員からも御指摘をいただいたものでもあり、特に、滋賀県としてのリーダーシップを発揮してはどうかという御意見であった。また、勢一委員からは、「理念」を示すために「前文」を書いてはどうかという御意見があった。そして、松田委員からは産業の部分についてコメントをいただいた。
- ・ あと、本日御欠席の井手委員からは、説明資料では、言葉の問題もあるが、「プラットフォームとあるが、県自らがプラットフォームになるのか、県が基礎自治体をつないでプラットフォームをつくるのか、どうなのかと、私は後者の役割ではないか」という御意見をいただいているが、井手委員は、主体となるのは市町村であって、県の役割は、舞台を用意することにあるのではないかといったニュアンスなのだと思う。県がどういった役割を果たすのかという点については、委員の間でも若干ニュアンスの違いがあるようにも思うが、このような御意見をいただいている。

- ・ いずれにしても、これまでの議論が、うまく盛り込まれているわけだが、各委員からは、それをさらにこういう点でやっていくといいのではないか、であるとか、こういった点をもう少し強調していくべきではないか、といった観点から御意見をいただいたのだと思う。知事からは何かコメントはありますか。

(知事)

- ・ ありがとうございます。本日いただいた御意見や、事前に井手委員からいただいた御意見を踏まえて、どういった表現にすればよいのか、再度練りたいと思う。先ほど申し上げた、0番のようなものを作る以外にも、時間軸のことや、県でやること国でやることとの区別、プラットフォームについての考え方、これらはいずれも、この目指すべき方向性の柱にとって重要な事柄だと思うので、もう一度考えてみたい。

②滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成について

(佐藤委員)

- ・ 合意形成というときに難しいのは、住民の中にも色々な利害構造があるので、例えば、高齢者もいれば若い方もいるし、単身世帯の方もいれば子育て世帯もいて、ある世帯にとって良いことが他の世帯にとっては悪いことなのかもしれない。この種のことをやろうとすると、どうしても声の大きい人たちの声ばかりが前面に出てくるのが起こりがちである。そのため、あえて今後のことも考えるならば、特に、若い世帯や勤労世帯の声を拾う工夫をしてはどうか。色んなサービスがあっても、その受益者の声はよく出てくるが、一方には、それを負担する人たちがいる。したがって、特に、勤労世帯や、若い人達の声はどう拾い上げるかという工夫があって良い、というか、むしろ、必要である。

(諸富会長)

- ・ ありがとうございます。若い勤労世代の声がなかなか届きにくいのではないかと、あるいは、黙々と働いて負担をしているけれど、なかなかそうした方々の意見を反映する声が、比較的届きにくいのではないかとという点から、あえてそこに着目をしたほうがいいのではないかと、という御意見である。
- ・ 私から事務局への質問だが、今回の答申は、具体的に何税で行くべきだといった内容が盛り込まれているわけではなく、どちらかと言えば、今後議論していく方針・指針が示されている答申案だが、今回このように合意形成について答申するに際して、県民とのコミュニケーションについて、この答申が出た現段階で、何か具体的に考えていることがあるのか、またはまだないのか。どういう形で県民とコミュニケーションを進めていくかということについて、何か事務局のほうで考えはあるのか。

(知事)

- ・ いつ、どのような形で、またどのような場で、どのようなテーマでということを、現時点では、明確に考えているわけではない。ある程度、こういう税をこういう形で創設したいというテーマがあったほうが、具体的な議論に発展させやすいのではないかとも思っている。ただし、具体的に何かこの税でというものとセットで考えるよりも、そもそもこういった負担を巡る、または、それを分かち合うといった議論をする前提として、合意形成のあり方についても議論しておいたほうが良いのではないかと思ったので、また、そういったことも現に、今年度の審議会でも、御議論・御指摘としてあったため、是非、答申の中にも入れていただいたうえで、今後の我々の視座にしておくべきだと思っている。

(勢一委員)

- ・ そういう趣旨であれば、合意形成のあり方として、今後どのような部分に留意をしていく必要があるのかということを示す意味でも、役割は大きい。
- ・ 若干コメントすると、議会と住民参加と両方の場が重要であるという部分について、先ほど、佐藤委員からも御指摘があったが、住民間の利害が多様化している状況にあるので、多様な住民の意思をうまく反映できるような形が求められる。そういう意味では、現状の議会には、世代のバランスに偏りがあるなど課題があるので、議会で議論するだけでは足りない部分を、住民参加の工夫によって補う必要がある。特に、新たな税を作るとなると、次の世代が、その負担も恩恵も受けることになるので、若い世代の声をきちんと取り込む工夫が必要である。
- ・ (1)で示されている部分と、(2)で示されているエビデンスに基づく部分とは、つながって来ることになると思う。現状と課題を分析して、今どのような状況にあるのかをしっかりと共有した上で、合意形成に向かうことも重要である。
- ・ 併せて、先ほど、井手委員からの指摘として説明があったが、基礎自治体との連携をどのように図るのかという部分も重要である。住民は、県民であると同時に、各基礎自治体に属する市民・町民でもあるので、そうした立場を踏まえると、基礎自治体との間で、ある種、継続的な意見交換を行うための体制づくりも今後は課題になると思う。

(佐藤委員)

- ・ (3)に、「受益の可視化」とあるが、これとワンセットにすることが大事である。そうしなければ、世の中には税金を払いたい人なんていないので、住民の声と言われたら、「減税してくれ」というものになってしまう。しかし、「皆さんの受けている受益はこれですよ」と可視化すれば、「この受益をもっと増やしたければ増税しなければ

ならないし、この受益はもう必要ないというのであれば減税できますよ」という話になっていく。

- ・ そこで、できるかどうか分からないが、こうした受益の可視化の一環として、領収書を発行してはどうか。例えば、子育て世帯であれば、「あなたからこれだけの税金いただきました。子育て関係でこれくらいの支出をしています。」といったイメージである。もちろん、ごみの回収などであってもよくて、要するに、「あなたの受けている受益とあなたの払っている税金はこんな関係ですよ」というのを示せればよい。県の場合は、補助金があるので、かなり間接的な形になってしまうという問題はあるだろうが、そうやって、少しでも受益と負担との対応関係を見せるようにしないと、どうしても「減税してくれ」という話に偏ってしまうのではないか、あるいは、一般論で終わってしまうのではないか。
- ・ もう一つ、では、どうやって住民の皆さんに問題意識を持ってもらうかということで言えば、意外なルートとして、教育や学校というのが考えられる。要するに、子どもを通じるということである。親は外で働いていて忙しいので、なかなかこういった議論に参加しにくいのが、子どもが学校教育でこういった話を聞けば、家に帰って話すものである。日本では、別に税金に限ったことではなく、こうした実学教育が全然できていない。国語や算数も大事だが、やはりこういった世の中の仕組みを知らないといけない。そういう意味で、教育にもう少してこ入れをしてみるのも手ではないか。税金の話だけではなく、琵琶湖の話も含めて、また、滋賀県らしさも含めて、社会教育の一環としてやっていくのがよい。

(松田委員)

- ・ 今のお話と関連して、(3)の「受益の可視化」について、この節のテーマは「滋賀にふさわしい税制に向けた合意形成」とあるが、この(3)の内容は、施策全般にわたるような話になっていて、齟齬が起きているように思う。受益を可視化することには、もちろん賛成だが、タイトルとのマッチングという点で、やや、ずれがあるのではないか。したがって、このタイトルで行くのであれば、施策の全般ではなくて、滋賀にふさわしい新たな税制の合意形成をするに先立って、例えば1人500円負担するとこれくらい利益が得られる、といった書きぶりになるのではないか。

(川勝委員)

- ・ 今、松田委員が言及された点だが、先ほどスライドの3ページで私が言及したことも関わるのではないか。というのは、「滋賀にふさわしい税制づくり」というのは、これからの滋賀県の将来ビジョンをどのように描くのかということと、軌を一にしている側面がある。その意味では、これは、税制に向けた合意形成ではあるのだが、もう少し広く捉えると、滋賀の将来ビジョンに向けた合意形成というようなことに

もなっているのではないか。この答申案の中で、どういったタイトルにするかということはあると思うが、意味合いとしては、今申し上げたようなことも含んでいるのではないかと思う。単に、税制の議論というだけではなく、税制は、そうしたビジョンの実現のために考えるものである。そして、そのためには、県民お一人お一人のお考えをできるだけ引き出しながら合意形成を図っていくという視点が大事だというメッセージだと私は受け止めている。

- ・ とりわけ、先ほどからも御意見があったように、本来、県民の皆さんの御意見は多様にあるはずであって、いわゆるサイレントマジョリティーと言われている人たちもたくさんいるはずなので、そういった人たちの意見をうまく巻き込めるような公論形成の場をどうやって構築するかということが、ここで問われているのだと思う。とりわけ、一番忙しい勤労世代の意見、それをサイレントマジョリティーと呼んで良いと思うが、そういった人たちの意見をどうやって引き出していくのかという点では、色んな手法が考えられると思う。
- ・ (1) のアのところでも、バリエーションということできくつか例示されているが、例えば、一般に行政などで実施されているパブリックコメントでも、やってはいるが、どの政策分野でも、なかなか意見が集まらないというケースが結構あると思う。また、最近の忙しい人や若い人の一つの傾向として「長い文章を読まない」ということがあると思うので、少し短い動画を作って、それを、パブリックコメントの素材として提供するといったことをやると、見てくれる人が増えるのではないかと思う。DXというほど大げさなものではないが、そのように、県として発信したいものを、色んなバリエーションで、しかも、負担のない形で発信していくということで、今までサイレントマジョリティーと言われていた人たちの意見をうまく巻き込んでいくための、一つのきっかけになるのではないかと思う。
- ・ それから、もう一点、話合いのルールの部分で、井手委員からは、「必ず合意に達しなければならないということをルールにするのは、非民主的にも聞こえる」というコメントがあったが、ここで言っていることは、「必ず合意に達しなければならないということをルールにする」という話ではないと思う。話合いの場というのは、得てして、それぞれが自分の立場で物を言うてしまうきらいがあるので、そうなると建設的な議論にならない場合がある。したがって、そのように自分の言いたいことだけを言い合うのではなくて、建設的な議論になるように、何かしらの合意点を見つけるような議論の仕方をしましょうというルールづくりが必要だというメッセージなのだと思う。したがって、その結果として、うまく合意に達しないということがあったとしても、それはそれで仕方のないことなのではないか。

(諸富会長)

- ・ ありがとうございます。このスライドについても、一通り委員の皆様からの御意

見をいただいた。佐藤委員と川勝委員の御指摘では、若い勤労世帯の人たちの考え方を税制のこれからの議論に反映させていくことが大事ではないかという点が共通していた。それをどういう形でやるのかということについては、特に幾つかヒントは、答申案にもきちんと書かれているが、勢一委員からは、議会というルートがもちろんあって、条例の可決も議会を通じてやっていくわけだが、議会だけでは掬い取ることが難しいような県民の声をどうやって生かしていくかということが非常に大事だという御指摘があった。また、そのプロセスにおける工夫についても、川勝委員はじめ皆様から御指摘があったところ。

- ・ そもそも、こうやって税制について県民と対話していくこと自体が、県政の今後の方向性についてのビジョンを対話していくことにほかならない、と御意見もあり、そこは確かにそうだなとも思っている。そのうえで、いつどういう形で議論していくべきなのか。知事がおっしゃったように、具体的に何か「こういう税で」といった話が出てきたときに、議論をしていくというのも一つであるし、まだ全体的に、これからこういう議論をしていくんですよといった具体論を始める前の段階で、税制審議会としてはこういう議論をして、こういうビジョンを打ち出し、また知事の考えを反映させた形で、こういう柱を立てて、専門家を交えた議論をしてみたということで、県民の皆さんはどう思いますかというような議論をしてみるという手もあるかなと思った。川勝委員の話聞きながら思い出したが、かつて民主党政権のときに、原発をどうするかを巡って、「討論型世論調査」ということをやったことがある。例えば、そういうやり方もあるし、リアルに、やはりシンポジウムなどの形になると、結局、出て来られる方だけが出て来るということにもなるので、委員の皆様がおっしゃったように、忙しくてなかなかシンポジウム等にも出られない子育て世代の方々の声を引き出すのには、少し工夫が必要な気もした。以上、先ほどの中で、私の関心のあるところを少しまとめる形にしたが、知事からは、いかがか。

(知事)

- ・ ありがとうございます。この項目も、これまでの審議会での議論を踏まえて、答申案として御提示させていただいたものだが、最後に諸富会長からおまとめいただいたことも含めて、どのように表現するのがいいのか、再度考えたいと思う。また、せっかくの機会なので、私からも、二、三、申し上げたい。
- ・ 一つ目は、どういう社会を目指して税制を考えるかという点については、何度か私も、この会議の場で、申し上げてきた。例えば、先ほど川勝委員から御紹介いただいた「かきくけこ」という文脈で、「環境」と「教育」、「暮らし」、「健康」、そして「交通・交流」と、また、「税こそ自治である」ということも申し上げてきた。したがって、コロナ禍を経て、この自治をより進展させていくために、また、より良くしていくために、この5つのテーマで、税の議論・負担の議論からも逃げずに、皆さんと一

緒に語っていきたいのだと申し上げてきた。ただ、その際に気をつけるべき原則は何か、ということで、この審議会の委員のみなさまの御議論を賜っているので、その辺りをもう一度整理し直して、この答申をいただいた後に、県民の皆さんに語りかけるという作業も必要なのかもしれない。

- ・ 二つ目は、先ほど、松田委員や、佐藤委員からもいただいた受益の可視化というものを、どこにどう表現したら良いのかということについては、この「合意形成のあり方」の項目の中に入れるのがいいのか、それとも、そもそもこの滋賀にふさわしい税制のあり方を貫く視座のような形で、公平・中立・簡素と合わせて、例えば、納得性であるとか、あとは、代表なくして課税なしであるとか、そういった形で、表現してみるのも一つではないかと思いながら聞いていた。いずれにしても、考えてみたい。
- ・ 最後に三つ目は、若い世代や勤労世帯という話があった。それらと同時に、私が気にしているのは、参政権のない人たちや投票権のない人たちであり、仮に新たな税制が制度化されると、その負担を余儀なくされる人たちのことである。そういった方たちの声を、どのように自治体の中で酌み取っていくのかという視点も必要なのではないか。そういう意味でも、繰り返しになるが、代表なくして課税なしで、しっかりとそういった声が、議論創設時から、色んな工夫を凝らしながら、制度化しながら、しっかりと反映されていくという仕組みが必要だと思うし、自治体で税を考えるというのは、まさにそのプロセスにこそ意義があるのではないかと思うので、答申の表現については、また会長とも御相談したいと思うが、そういうことも含めて、賜った御意見を受けて、制度設計にしっかりと反映させていきたい。

(諸富会長)

- ・ 知事からも、引き取って検討していただけるというお答えをいただいたので、私たちもその推移を見守りたい。

③-1 滋賀にふさわしい税制の具体的提言について～地域公共交通を支えるための税制～

(佐藤委員)

- ・ 質問だが、スライドの5ページのウに「課税方式と用途」という項目があるが、まだ、この課税方式については、具体的に、住民税の超過課税なのか、新税なのか、はたまた後で出てくる車体課税も含まれているのかもしれないが、具体的な税目はまだ決まってないと思って構わないか。
- ・ それから、用途については、これまでも色々と議論があったが、公共交通というときにどの範囲で考えるのかという点で、このあたりは、多分何かしっかりと決まっているわけではないと思うが、これについては今後、どこでどう決めていくのか。税方

式なので、この審議会の中で決めるのか、あるいは何らかのワーキンググループを作って実務レベルで決めるのか、今後、どのような方式で決まっていくのか。

(事務局)

- ・ ありがとうございます。税目および用途につきましては、審議会の議論の中で、交通ビジョンや都市計画と並行して議論をしていくべきであるという御意見をいただいたので、来年度に改めて、具体的な諮問をさせていただいた後に、そういったビジョンや計画の策定状況と合わせて、そこで出てくるデータ等も踏まえて、この審議会で御議論いただきたいと思いますと考えている。
- ・ 税目についても、この審議会の中でも、具体的な税目をいくつか挙げてはいただいたが、まだこの税目でというのは、今の状況では決められないという御意見だったかと考えているので、今後の議論の中で、御相談していきたいと考えている。
- ・ 用途についても、地域公共交通を支えるためということではあるが、具体的にどの範囲までということについても、合わせて今後、具体的に議論できればと考えている。

(知事)

- ・ 今の事務局の答えのとおりではあるが、もっと具体的に書くべきだとおっしゃるのであれば、書くこともやぶさかではない。ただし、まだ今の段階では、審議会としても、案として一本化されてなかったと思うので、計画が出てくるスケジュールなども、来年度以降固められるので、それをお見せした上で御議論していただくほうが良いのではないかと考えている。

(佐藤委員)

- ・ もし可能であれば、今、御回答いただいた内容を書き加えていただいてはどうか。つまり、どこで議論をするかということで、来年度に再び諮問されるのであれば、諮問するという点について、もう少し具体的に書いてはどうか。そうでなければ、フリーハンド過ぎる気がした。

(知事)

- ・ なるほど。他の委員の皆様や、諸富会長の今後のお話も踏まえて、今いただいた御提言も検討したい。

(川勝委員)

- ・ この「地域公共交通を支えるための税制」が、最終的に、いわゆる“交通税”という形になるかどうかは、まだこれから議論を重ねていくことになろうかとは思いますが、こういう形で公共交通を支える税というものを、本格的に議論しているケースは、

全国的にも、今までになかったように思う。私の周辺でも、ここでの議論が注目されているという印象を持っている。その意味では、この議論そのものが、とても意義のあることだと思う。

- ・ その上で、具体的な制度設計についてはこれからだが、滋賀県として一番重要なことは、この「県の役割」という部分ではないか。地域公共交通を支える税制として、コミュニティレベルでの課題ももちろんあると思うが、やはり県の役割となると、市町村区域を越える広域的な視点が重要だと思う。皆さんも御存じのとおり、公共交通ないしは人の移動は、ほとんどの場合、行政区域とは合致していない。そのため、広域的な視点を持ってネットワークを形成しないと非常に非効率な公共交通のネットワークになってしまうので、広域的な視点というのが、やはり最も重要である。そこで、当然ながら、県としての役割が生まれてくる。市町村レベルの公共交通というと、どうしてもコミュニティバスのような形になってしまうが、そうしたコミュニティバスでさえ、例えば、Aという市町村とBという市町村との境界線の部分が当然出てくる。そこを、Aという市町村だけで考えてしまうと、Aの中だけで完結するようなネットワークになってしまって、本当はその境界線の部分での移動が大事なのに、そこが検討されないという問題が出てきてしまう。したがって、繰り返しになるが、広域的な視点というのがやはり必要になってくるし、県の役割は、そこに出てくる。要するに、コミュニティよりも、広域的な視点が、県の役割としては重要なのではないか。
- ・ 今、滋賀県では、近江鉄道の上下分離の話が、方向性としては固まっているかと思う。また、その中で、上下の下の部分は、公的に支えるといった方向性も打ち出されたかと思う。そうすると、県はもちろんのこと、沿線自治体で負担をシェアするという形になるかと思うが、そういったときの財源も今後の課題となってくるだろう。つまり、この話は、県の財源の話ではあるものの、市町にも関わってくる話だと思う。もちろん、市町が独自に財源をひねり出すというやり方があるが、県として税収・財源を確保して、そして、公共交通を支える一端を担う市町にそれを分配する形もあると思う。具体的な制度設計については、今はまだ議論する必要はないのだろうが、やはり、県の役割という部分が強調される形になっていないと、なぜ滋賀県が公共交通を支える税制を考えるのかという話になってしまうのではないか。

(諸富会長)

- ・ 今の川勝委員の御発言に関連して、事務局に質問だが、アに書かれている計画づくりの「計画」というのは、例えば、滋賀交通ビジョンのことを指していて、これは、県が策定するビジョンだと思うのだが、こういったものを作られる際には、当然、市町とも議論するのか。つまり、市町の交通計画とも整合的に作られていくのか。

(知事)

- ・ ありがとうございます。答申案の「計画づくり」の「したがって」以降にあるように、まず、令和5年度の滋賀交通ビジョンの改定の前に、来年度、都市計画基本方針を策定していく予定である。この基本方針も、またその後の交通ビジョンも、当然、市や町との議論を踏まえた上で、作っていくことになるので、そのプロセスはしっかり踏んでいきたい。

(諸富会長)

- ・ 川勝委員からは、近江鉄道というお話もあったが、ここでは滋賀県全域の公共交通を念頭に置いて答申案も書かれており、その意味で、今知事にお答えいただいたように、都市計画基本方針が策定されて、それぞれの市町で抱えている地域課題としての交通問題も議論がされ、そして、それを県全体としてどうしていくかという形で、総合的に議論がされていくということになるはずである。

(勢一委員)

- ・ 先ほどからの議論と関連して、若干コメントを申し上げたい。やはり広域の視点は非常に重要で、その点では、計画づくりとの関係をしっかり考えていくことが重要だと思う。
- ・ 資料の中ではDXのことは書き込まれているが、今後は、カーボン・ニュートラルの実現に向けてどのように取り組んでいくかという点も、ここに関わってくるだろう。今、国会には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正のための法案が提出されている。法案がその内容どおりに成立すると、地方公共団体の実行計画の重み付けが、かなり強くなる予定である。再生可能エネルギーの導入目標を地域で掲げて、それを促進していくことが実行計画に求められる内容となってくる。そうすると、地域の交通手段についても、脱炭素化を促していくために、地域でどのような取組を行うのかについても、合わせて考える必要が出てくるだろう。したがって、広域的なまちづくりとの接続をどうするのかという点と合わせて、政策間の連携・調整をどうするのかという点も踏まえながら、公共交通のあり方を検討する必要も出てくるだろう。また、滋賀県としても、環境というテーマを非常に重視してきているので、今後も引き続き重要なテーマになると思われることから、この点も検討していく必要があると思う。

(松田委員)

- ・ 話を聞いていて、だんだん分からなくなったのだが、今回の地域公共交通を支えるための税制を議論するに当たっての住民参加というのは、どのような形で考えれば良いのか。できれば知事にお伺いしたい。

(知事)

- ・ まず、今年度は、大きな方向性を答申としておまとめいただければと思う。今日も公開の場で議論していただいているし、こうしたことも含めて、住民の皆様方とともに考える素材にしていきたい。
- ・ その上で、来年度に、どういう形で諮問させていただくかについては、これから検討することになるが、今年度の議論を踏まえて、公共交通を巡るビジョンの作り方、そのビジョンを達成するための負担分担のあり方、そして、税のあり方についても、より踏み込んだ形で御検討いただくようなことを考えている。来年度は、スケジュールも明示した上で、諮問させていただくことになると思うので、その議論の過程も、住民の皆さんに見ていただいた上で、また、当然、議会でも、高い関心を持って見ていただいているので、議論を深めていきたいと思っている。
- ・ 更に、その上で、具体的に、例えば「こういうビジョンを達成するためであれば、こういう税方式がよい」といったことが、ある程度、来年度後半から再来年度にかけて、出てこようということになれば、それをさらに住民の皆様方に具体的な案として御提示しながら、御議論いただく形がよいのではないかと考えている。そして、その際には、先ほど御議論いただいた合意形成のあり方でおまとめいただくようなプロセスや視点を大事にしながら議論をしていくステージにしていくことを考えている。

(松田委員)

- ・ ありがとうございます。そういうことであれば、私としては、この節のどこかに一言、「住民が参加した集会やそういった手段での議論を県が尊重する」といった言葉を入れておいたほうが良い気がする。この答申案では、住民不在の印象で書かれてしまっている気がするので、そうした住民の声を県としてしっかりと受け止めた上で、新たな制度を作るのだということを、全体の指針として示したほうが好ましいのではないかと思う。

(諸富会長)

- ・ 松田委員からは、「住民の意見を反映させた計画づくりが進められていく」というようなことが書かれている方がよいという御意見をいただいた。
- ・ 委員のみなさんからの御意見は、大体いただけたかと思う。川勝委員からは、この点が大変注目されているという御発言もあったが、私も、これまで色々なところで地方独自課税の議論に関わってきたが、地域公共交通と税制をつなげて本格的に議論するのは初めてのケースであろう。現時点では、他の県でも余り例がないと思う。そういう意味では、非常に先駆的なことが議論されていることは間違いない。そのため、この部分は、今回の答申でも、大変力を入れていく一つの柱になるが、その中で住民

の合意形成というのは当然のことだと思うし、追加するならば、勢一委員が御指摘されたように、公共交通として議論していくのも大事だが、DXへの言及に加えて、脱炭素との関係も追記してはどうか。

- ・ 例えば、宇都宮市では、今ちょうどLRTを作っているが、今度、地域新電力を作るということで、私も地域新電力の新設に係る事業選定委員を務めていた。そこでは、非常にハイレベルな応募をかけており、ハイレベルな提案の争いがあるが、宇都宮市では、再生可能エネルギーでLRTの電気を100%賄うということを目指している。地域交通の住民の利便性を高めていくということで、あそこは、本田技研と協力して、宇都宮中心部が大変交通が混雑しているのを、その解消も狙っているということである。それによるCO2の削減もあるが、それに加えて、エネルギーと交通が結びつくことで脱炭素化していくという契機も入っている。したがって、こうした考え方も、これからの時代は、都市計画や交通計画へ入れていく必要があるのではないかと思う。その観点で、勢一委員のコメントには、なるほどと思った。ここは、大体これで終わりにしたいと思うが、知事から、何かコメントはありますか。

(知事)

- ・ 先ほど来、その都度都度でコメントしたことに尽きるが、今、最後に、諸富会長からおまとめいただいたように、DXもさることながら、カーボン・ニュートラルの大きな流れの中で、交通をどう考えるのか、また、そういう交通を作っていくために必要な財源を、これは利用者負担だけではなくて、例えば、税でどのように生み出していくのか、といったことを考えてまいりたい。このことについて、他の自治体でどのように御検討なさっているのかは定かではないが、大変先駆的で画期的な、また、挑戦的なテーマであるのだとすれば、しっかりと議論を積み重ねていきたいし、かつ、丁寧な検討もしていきたいと考えている。その意味で、今日いただいた御意見も踏まえて、この答申案の具体的提言のところも、少し膨らませて表現した上で、審議会の答申として取りまとめていただければと考える。

③-2 滋賀にふさわしい税制の具体的提言について～コロナ後を見据えた戦略的な税制～

(佐藤委員)

- ・ 大きく3点述べる。まず1点目は、既に意見が出ているが、グリーン化においては、例えば車体課税のように、国レベルでやるべきこと、つまり、国に対する要望事項としてまとめるべきことと、それから、滋賀県独自でできることとの整理があって良い。
- ・ 次に2点目は、井手委員からもコメントがあったようだが、出生率が上がるような税制といったときに、これは何らかの財源を確保して、それを子育て支援に回すとい

う意図、つまり、財源確保のための税制という意図なのか、それとも、例えば、子育てや子どもの養育費を、所得から控除する所得控除を認めてあげるということで、それがインセンティブになるのかどうか分からないが、子育てのコストを直接的に、税制上、低減させようという意図なのか、はたまた、例えば、最近の話題でいけば、忘れられがちであるが、給付付き税額控除、諸外国だと、今は児童手当のかわりに子育て世帯に対する給付付き税額控除などもあるので、そういうことを念頭に置いているのか。そのあたり、全部なのか、やはり財源確保なのか、その点を明確にしたほうがよいと思う。

- ・ 最後に3点目は、車体課税についてだが、東京都や、確か大阪府もそうだったと思うが、EVへの転換を進めようということで、それらについては減税して、逆に既存のガソリン車は税金を重くするというをやっている。確かにそうした選択肢はあると思うが、ただし、滋賀県の場合は、どうしても車が地方の足になっているという面もあると思う。そのため、もしやるのであれば、EV車の促進と合わせて、燃費の悪いガソリン車に対して何らかの形で課税強化をしようということであれば、そうした人々の足の代わりになるのが、公共交通だということになって、先ほどの議論につながってくることになり、公共交通の問題と一体化して議論する必要が出てくる。

(諸富会長)

- ・ 事務局にお尋ねするが、今の佐藤委員のコメントで、イの出生率が上がっていくような税制のあり方について、財源を調達ないしは捻出するための税制なのか、税制優遇のようなことなのか、その両方なのかという点は、特段まだ決まってないということか。

(事務局)

- ・ この部分は、第9回の井手委員の御発言を踏まえて記載した部分であるが、先ほど御説明したように、井手委員からは、負担を求めることを考えているといった御意見を頂戴している。他の委員は、この点をどのようにお考えになるかお伺いして、最終的にまとめていきたい。

(諸富会長)

- ・ なるほど。みなさん、いかがか。

(佐藤委員)

- ・ 私も、現実的には、財源確保かと思う。子育て世帯を減税しても、それで子どもが増えるとは思えない。教科書的になるが、税制といったときに、その税自体が何らか

の行動変容を促すものなのか、あくまで財源調達としての税なのかでは意味がかなり違うので、ここは、財源調達だと割り切ってよい。一方で、アのグリーン化の部分は、むしろ行動変容に関わる部分だと思うので、すみ分けしたほうがよい。

- ・ なお、これをここで議論すべきなのか、やはり政府税制調査会で議論すべきなのかは、不明なところもあるが、車体課税のあり方は、多分これからかなり大きく変わると思う。確かに、一方では、EVや電気自動車を普及させるのは良いが、他方で、車体課税でこれからどうやって税収確保するのも課題となる。今は、排気量が基準になっているが、車体重量や走行距離に応じて税金をかけるべきではないかなど、議論の余地が色々ある。車体課税は、地方にとって、特に県にとっては重要な税金なので、どこかの段階で車体課税のあり方を根本的に見直すべき時期が来るのではないかな。

(勢一委員)

- ・ 「出生率が上がる税制」という表現については、少子化の懸念がある中で、なぜ少子化になっているかということ、子どもを持って育てるための環境が十分に整っていないからであって、それをためらうような若い世代の後押しをしてあげて、持ちたい人が持ちたい数の子どもを育てることができるようになりたい、ということ想定した趣旨だと解釈している。子どもを持つか持たないかということ自体も、ライフスタイルの選択なので、ここは表現を修正していただくほうが、より明確に趣旨が伝わるのではないかと感じた。
- ・ 子どもを持ち、そして育てるためには、少なくとも日本は、他の先進国と比べて、家庭が負担する費用が非常に多い。したがって、それを、社会の中で財源を作ったうえで、社会の担い手として育てていく方向への転換が求められている。財源を確保することはもちろん非常に大事であり、そういう意味では、私も、子育てのサービスの充実と、それにかかるコストの低減という方向が、イメージとしては適合すると感じる。

(川勝委員)

- ・ 私も「出生率を上げる税制」というのは、表現としてナンセンスだと思う。今、勢一委員からも御意見があったように、やはり子育てしやすい環境を整備することが、働き方改革との関係でも最も重要なことであり、結果として、「出生率が上がりました」ということではないか。表現が露骨過ぎると思うので、見直していただければ良いと思う。
- ・ グリーン化の部分について、井手委員からは、車体課税とエネルギー課税だけでは「全体のグリーン化」にはならないのではないかと御指摘があったようだが、ここでイメージされているのは、車体課税やエネルギー課税に限らず、既存税制において

も、様々に、環境に配慮するという視点が、もっとあったほうが良いのではないかと
いう趣旨であろうと私は理解している。そのため、滋賀県が持っている様々な税体系
の中で、全体的にそういう視点を持ち合わせていくというようなことを、ここでは
「税制全体のグリーン化」という言葉で言いたいのではないかと思うので、私は特に
違和感はない。例えば、先ほどの議論にあった“交通税”なんかも、脱炭素との関係
を抜きには議論できないという御意見があったように、これは一種の環境関連税制
と言えなくはない。そういう意味では、仮に、滋賀県が新しい交通税のようなもの
を持つことになったときには、それも一種のグリーン化を図っているということにな
るだろう。また、既に企業に負担していただいている税を活用して、環境投資を促す
ような税制優遇のインセンティブを与えることも、一種のグリーン化だと思う。

- ・ ただし、注意しなければいけないのは、何でもかんでも、そういう形で乱立してし
まうことは避けなければいけない。税制優遇を実施する場合には、時限立法の形で、
適宜見直しを図って、役割を終えたときには、ちゃんと、やめるか、見直すというこ
とが当然求められる。その点で、このグリーン化という視点は、とても重要ではある
が、幾つかの留意点が必要だと思う。

(諸富会長)

- ・ ありがとうございます。今の川勝委員の優遇に関する御意見は、その通りだと思
う。税制優遇措置は、今後、国も、デジタル化や、グリーン化、場合によっては子育て
分野でも、打ち出してくると思われるので、その点も含めて県としてどうするかを
考えなければならない。一方で、あまり優遇措置を作り過ぎると、それはそれで複雑
化してしまうし、公平性への問題も出てきて、よろしくない。
- ・ 税制優遇措置を巡っては、先年の審議会の中でも見直しを行ったところだが、この
タイミングで税制の優遇措置はどうあるべきなのか、滋賀県の今後の産業政策の方
向性やライフスタイルの方向性と合わせて、なおかつ、そちらと整合的な形で、税制
優遇措置の考え方を整理していく考え方を打ち出すのであれば、それはそれで一つ
の方向性ではないかと思う。とにかく考えつくものをポンポンと作っていくのでは
なく、滋賀県がこれから向かっていこうとする社会を作る上での、また、産業の姿を
作る上での、方向性に沿ったものであるかどうかということを基準に判断することが
大事だと思う。
- ・ それから、出生率の部分についても、一通り御意見をいただいた。皆さんの大勢は、
どういう形でそれを増やすのかということはあるけれど、財源を確保するための負
担の増ということであった。子どもを持ちたい若い世代が、子どもを持てる環境を整
備するための財源を確保するという点で、大まかな意見の一致が見られたような気
がする。しかし、これはこれで、打ち出そうとすると、全国的にも、あまり県レベル
でこういうことを独自で考えている事例はないように思う。確か、私の記憶では、山

形県か鹿児島県で一度、議論されたような気がするが、成案にはならなかったように記憶している。以上を踏まえて、知事からは、コメントはありますか。

(知事)

- ・ ありがとうございます。恐らく、グリーン化であったり、デジタル化であったりという、大きな流れに沿った税制を考えることについては、御賛同いただけると思うが、それらをどのように表現するのかについて、幾つか重要なポイントを指摘いただいたと思っている。
- ・ 「出生率が上がっていくような税制」というのは、表現を変えたいと思う。また、「コロナ後を見据えた戦略的な税制」という部分でもあることから、グリーン化とデジタル化に加えて、「希望の実現」といったような項目で、もう一つウの項目を起こしてみるのも良いかもしれない。その中で、子どもを持つという希望を社会が下支えできるような財源の調達という形で作ってみてはどうかと思いながら聞いていた。
- ・ また、特にグリーン化に関して、優遇措置を設ける際の考え方も、未来永劫、制度を固定化させるべきではなく、その目的を達したときのことを前提として位置付けておくことも、重要な視点だと思った。車体課税のあり方も大きく変わるだろう。そして、その変化により県の税収に与える影響も、少なからずあることが想定されるため、その辺りも見据えながら、考えてみたい。

③-3 滋賀にふさわしい税制の具体的提言について～その他～

(佐藤委員)

- ・ 「宿泊税」や「琵琶湖を活用した税制の長期的な検討」については、基本的には、観光客に対する課税であって、例えば、プレジャーボートなどにより琵琶湖でレジャーを楽しむ人たちや、あるいは別荘を持っている人たちに対する課税が想定されているのだと思うが、これについては、三点ポイントがあると思う。
- ・ 一つ目は、当たり前だが、今は時期尚早ではないかという点である。今は、コロナで観光がむしろ落ち込んでいるので、これを持ち直さなければならないというときに、一体どのようなタイミングで入れるのかというのは大きな課題だと思う。
- ・ 二つ目は、滋賀県にとってみれば、果たして自分たちで宿泊税を導入するのか、あるいは、京都市が導入しているので、むしろ、京都に宿泊しようとする客を県内に呼び込もうとするのかは、これは考え方だと思う。私が理解する限りでは、京都市などが宿泊税を導入するには理由があって、オーバーツーリズムの問題があると思う。それは、宿泊税によって、ある意味で、観光客を追い出すという考え方で、そのために宿泊税を入れるというのは、政策的にはありうる選択肢だと思う。東京都は、少し考え方が違うかもしれないが。しかし、滋賀県は、まだオーバーツーリズムではない

し、むしろ呼び込みたいということであれば、宿泊税を導入するという選択肢は少し考えたほうが良いと思う。観光が盛り上がり、固定資産税が増えたり、地方消費税が増えたり、住民税も増えたりするので、そこから税収が得られるのではないかとということもある。

- ・ 三つ目は、むしろ私はこの点が重要だと思うが、仮に、全国的に導入した場合には、これは、県税にはならず、市町村税になるのではないかという気がする。というのは、これまでも、例えば森林環境税を考えると、譲与税は基本的には市町村に行くお金になっている。県も少しもらうとはいえ、ほんの少しに過ぎない。つまり、国のこれまでの対応を見ていると、私自身は少し考え直すべき時期だとは思っているものの、地方分権の受皿は、やはり市町村であるという発想になっているし、どちらかという市町村のほうがかわいいのだと思う。したがって、仮に宿泊税を全国的に導入するとすると、市町村の財源になるのではないだろうか。その点で、滋賀県にとってみれば、広域的に観光を促進したいという観点があるならば、市町村がばらばらに宿泊税を取るという状況を果たして許容できるのか。そこを考えたほうがよいと思う。

(諸富会長)

- ・ 確かに、福岡県と福岡市とでも議論がありましたね。

(佐藤委員)

- ・ そうです。県と市が両方で導入しようとしたことがあった。また、奈良市も導入して、奈良県の知事が激怒していた。したがって、もし導入するなら、全国でと言う以前に、県と市とで、まず歩調を合わせないと、大変なことになってしまうということだと思う。

(勢一委員)

- ・ 福岡県の宿泊税の議論のときに、私も委員に入っていたので、まさに当事者として渦中にいた。その際に、色々と議論をしていて考えなければいけないと感じたのは、観光客やビジネス需要という形でホテルが利用されるのが、少なくともこれまでのパターンだったわけだが、これだと当然、地域差が大きいことになる。つまり、特に観光目的の場合が分かりやすいが、広域で周回していただくことが重要だということになると、泊まっているところだけに税があれば、それだけで対応できるものではないわけで、それが深い悩みになった。今はまだ、幾つかの自治体で宿泊税が導入されていて、コロナがあって一時休止状態だとは思いますが、ある意味で、「実験」をしている段階だと思う。どのような税であれば、全国的に導入したときに、地域を豊かにするのかについては、やはり、地域の現場で考えていただくのが大事だと思う。そのため、国が制度のコンセプトやスタンスを決める前に、まずは、地域のほうでしか

り主張すべきことは主張して、場合によっては、意見の調整をしていただくことが重要だと思う。冒頭でも御意見が出たとおり、地域で独自に何ができるのか、また、国に対して何をすべきなのか、という仕分けも考えていく必要があるかと思うが、それも踏まえた上で、今後、県としてどのように考えるか、また、基礎自治体とどのように意見交換をしていくのかという点が大事なのではないかと思う。

(川勝委員)

- ・ このスライドに関しては、冒頭に発言したとおり、滋賀県が独自にやれることと、やれないこととを、区別する必要があると思う。とりわけ、イの宿泊税については、市町村との関係というのもあったが、アからウまでの三つは、全国的な視点も加味して議論していかなければならないのに対して、エについては、滋賀県で独自に考えられる内容ものであることから、これらを区別しておく必要があると思う。その意味では、エの琵琶湖の話は、もし入れるのであれば、一つ前のスライドの6ページのところに入れておいたほうが良い。先ほど知事からは、ウという項目を作るという御提案があったが、もしそうであれば、さらにエを加えて、四つ目に琵琶湖の話を入れてはどうか。そうして、スライドの7ページにおいては、全国的な視点や、市町村との関係の中で議論していくべきことを列挙するという形で整理してはどうか。

(松田委員)

- ・ 宿泊税については、やはり滋賀県にとっては、観光客を増やせるように、県としては、課税しないほうが良いのではないかと個人的には思う。エビデンスがないので、何とも言えないが、京都市でさえも、課税したとしてもそこまで大きな税収になっていないし、正直なところ、住民としては、宿泊税が導入されたからといって、バスを含めて交通状況がよくなったという気もしない。その意味では、住民にはなかなか受益感もないので、そんなにこだわるほどの税収ではない気がする。
- ・ エの琵琶湖を活用した税制については、少しお尋ねしたいが、プレジャーボート以外では、どのような検討が行われているか教えていただきたい。

(事務局)

- ・ これまで検討してきたものは、プレジャーボートに対する課税、あるいは湖面利用税というようなものだが、どちらかといえば、県外から来て琵琶湖で遊ばれる、琵琶湖をレジャーとして利用される方に対する課税という方面で検討してきた経過がある。

(松田委員)

- ・ 正直なところ、プレジャーボートに対する課税については、私の中では結論が出て

いて、ボートが捕捉できないので無理だと思っている。課税対象が捕捉できない以上は、実行不可能だと思う。湖面利用税というものがどのようなものか分からないが、漁業者にも課税しようというものなのか。個人的には、プレジャーボートに対する課税について長期的な検討自体が不要ではないかなと思っている。

(事務局)

- ・ 漁業者の方については、これまでからも課税対象にするという考えはない。プレジャーボートについては、適合証制度が導入されたことから、それをきっかけに課税対象の捕捉ができないかと検討をしてきた状況がある。

(松田委員)

- ・ 直近で一昨年ぐらいにプレジャーボートの議論をしたときには、その適合証制度の話が出ていたと思う。その際には、所有者は捕捉できるが、利用者は補足できなくて、貸した場合には分からないし、いつ琵琶湖で利用しているかも捕捉するのが難しいという話だったと思うので、難しいのではないかと考えている。

(事務局)

- ・ 琵琶湖環境部においても、現時点で難しいと考えている状況は承知しているが、これまでの議論の中でも、長期的に検討してはどうかという御意見もありましたので、答申案に書かせていただいた。

(松田委員)

- ・ 私は、答申としてここに書くのはどうかと思う。既に3回目も導入の議論をしていて、また今回も見送ったという経緯を踏まえると、やはり相当難しいのではないかな。そうであれば、そこにそれだけの時間を割くよりは、もっと新しいコロナの対応などに注力されるほうが適当なのではないかな。

(諸富会長)

- ・ 今の松田委員の御意見も受け止めさせていただきたいと思う。
- ・ 知事からはいかがか。これで最後のスライドなので、このスライドについて、もしくは、全体のまとめとして、総括的にあればお願いする。

(知事)

- ・ ありがとうございます。冒頭に申し上げたように、今日は答申案として皆様方にお諮りして、井手委員を含めて、様々な角度から御意見をいただいたので、それらを咀嚼して、事務局として答申を作成して、会長にも御相談し、来年度、答申を賜りたい。

- ・ これまでの審議会でも、色々と議論を積み重ねてきたが、滋賀県としては、より良き自治を追求して、県民の皆さんの幸せを追求すべく、様々な行政需要に応じていこうと考えている。そして、そのためには、必要な負担から、またその分担から、逃げずに、また、国に求めるだけではなくて、市町村との兼ね合いも丁寧に調整しながら、税についての議論をしていこうということを志向しているので、その視点に立って、来年度、どのような議論をしていけばいいのか、この春に、じっくり練ってみたい。

(諸富会長)

- ・ ありがとうございます。本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局には答申案の修正をしていただくこととなりますが、最終的な文案については、会長に御一任いただくということでよろしいか。

(委員一同)

(異議なし)

(諸富会長)

- ・ ありがとうございます。それでは、事務局と、委員の皆様の御意見を十分酌み取ることができるよう、答申として取りまとめたい。

(2) その他

- 事務局から資料2および資料3に基づく説明を行った後、知事を交えて委員による意見交換および質疑応答が行われた。

(佐藤委員)

- ・ 法人二税に関して言えば、今後景気が回復しても、繰越欠損金があるので、なかなか税収が出るのに時間がかかるのではないかと。資料による説明で、来年度のことは分かったが、もし今後の見通しについて何か考えがあれば、教えていただきたい。
- ・ 滞納整理について、先ほどの資料では、納税猶予の実績として、個人住民税はさほど多くないが、法人二税、法人住民税の猶予が大きく、さらに気になるのは、市町村の固定資産税の猶予が結構多いことである。これらは今後、県税だけではなく、市町村税での滞納となっていく。あくまで猶予であって免除ではないので、原則を言えば、これから払わなければならないが、「本当に払えますか」という議論になったときに、法人や企業の場合は、変なことはしないかもしれないが、個人の場合は、特に固定資産税系は、結構きついのではないかと。そうすると、この滞納整理の部分で、これから色々なチャレンジが必要となる。また、税ではないが、個人に対する小口融資もあって、そういった貸付けについても、滞納や返済不能が出てくるといった気がするので、

このあたりをどうするかが、今後の課題になる。県は個人住民税に関心がある一方で、市町村は固定資産税が重要だと考えているだろうが、滞納される方は、大体普通は、どちらも滞納していて、住民税を滞納する方は固定資産税も滞納しているケースが多いだろう。したがって、既にやっておられるとは思いますが、滞納整理をするときに、共同でやっていくことが重要だと思う。これまでは、どちらかと言えば滞納整理が順調に解消してきた側面があるかもしれないが、コロナ後の局面では、ギアが変わって、状況が変わるような気がする。

(諸富会長)

- ・ 時間の関係上、委員の皆さんから一通り御意見をいただいたうえで、事務局に御回答いただくこととしたい。

(川勝委員)

- ・ 質問になるが、滞納額の中で個人県民税のウエイトが非常に高いというのは、やはり、生活がかなり苦しい方がいることの表れということなのか、あるいは、それ以外の理由なのか、もし御存じの情報があれば教えていただきたい。

(勢一委員)

- ・ 今後は、ペーパーレスとデジタル化という社会の変化が起こるので、税の業務においても活用していただくことが大事だと思う。行政の実務では、これまで、基本的に現金ベースを原則として動いてきたが、社会の形が変わりつつある中で、その原則についても、そろそろ見直すべき時期だろう。今回、スライドの19ページで示されている納税証明書の添付省略化についても、こうした手続きに係る書類は、それを発行する側も手間がかかるし、受け取って別のところに出す側にも負担が大きいので、このようなトータルでの省力化も、手続きを見直す中で御検討いただければと思う。また、徴税コストの問題にも関わってくるが、人口減少で多様なニーズに答えなければならない中で、職員の人数も限られているので、貴重なマンパワーをどこに費やすのかという観点からも、検討が必要だと感じる。

(松田委員)

- ・ 少し話がずれるかもしれないが、例えば、県内の野洲市では、生活困窮者自立支援制度と徴収の業務とをリンクさせて、税を払えない人を、自立支援に結びつけていくという取り組みを行っている。県の場合には、少し話が違うかもしれないが、単に税を取るという話ではなくて、支援との結びつきを含めて、今までとは違う視点で見て、業務を見直していただけたらと思う。

(諸富会長)

- ・ 野洲市の取り組みは、なかなか感心な取り組みである。単に税を取るだけでなく、取ることができるように所得を稼ぐ力を持っていただけるような支援をするということだろう。

(松田委員)

- ・ 野洲市は、指標で見ても全国的にとっても高く、上手くやっていると思っている。

(諸富会長)

- ・ 委員からは一通り御意見をいただいたが、御質問も出ていたので、事務局から回答をお願いする。

(事務局 (税政課))

- ・ 佐藤委員からいただいた御質問に関して、一点目の法人二税を含めた今後の見通しについては、なかなかコロナの状況が収まらない中で見通しが難しいところだが、先ほど説明したように、令和3年度までは減収になるだろうと見込んでいる。しかし、その後については、内閣府の経済成長の見込み等を参考にしたうえで、令和4年度からは、少しずつ回復になるのではないかと、期待もあるが、見込んでいる。
- ・ 勢一委員からいただいた御意見に関して、ペーパーレス・デジタル化については、先ほどコメントいただいた納税証明書の添付省略化と同様、できるだけ、そういったものを活用する方向に進めてまいりたい。
- ・ 松田委員から御紹介いただいた、野洲市の取り組みについては、県税においても、市町の税務当局と税務協議会という組織を持っており、野洲市の取り組みを参考しながら、県税事務所の窓口でも、県内市町に連携する取り組みを進めているところである。

(事務局 (地方税徴収対策室))

- ・ 佐藤委員からいただいた御意見に関して、今後、コロナの後に、固定資産税などを本当に払っていただけるのかという点に関しては、固定資産税に限らず、県税でもそうだが、お支払いいただくことが難しい方も出てくると思う。そういった方に対しては、今までであれば、コロナに係る徴収猶予の特例制度があったが、現行制度での徴収猶予の制度が依然としてあるので、そういったものを活用しながら、丁寧な対応をしてまいりたい。
- ・ 川勝委員からいただいた御質問に関して、個人県民税の滞納額が多い点については、委員がおっしゃったように、まずは、生活が厳しいので払えないということがあがるが、個人県民税の徴収については、市町の自治事務であるということもあり、私どもも、先ほど資料でお示した工夫により、市町の職員と共同で取り組んではいら

のの、やはり市町においては、それぞれの固定資産税や国民健康保険税を優先する傾向があり、また、こういったものは生活に直結している部分があることから、滞納者の方も、まずはそちらからお支払いになるという事情もあるのだろうと考えている。

3 閉会

(1) 知事ひと言

- ・ 改めてお礼申し上げます。答申案の議論だけでも盛りだくさんであるにもかかわらず、基礎インフラとしての徴税のあり方やコロナの影響などについても、先生方と共有いたしたく、急遽、資料をまとめたものであった。様々なお話をいただいたので、今後の糧にしたい。
- ・ 特に、コロナの影響は想定以上に、早く、大きく、そして広く、顕れ始めていると認識している。特例貸付も、今日の資料では、2月中旬までの数値になっているが、2月末までで、120億円近くに上り、リーマン時の約8倍という状況である。貸付けたものの、返済するのがなかなか難しい方もおられるので、こういったものが減免された場合の毀損というものも想定されるし、これは納税猶予についても然りである。後年度負担ということも、当然想定に入れながら、我々は考えていかなければならないと思っている。
- ・ とはいえ、このように、税を納めていただくための体制をしっかりと整えることによって、新たな税負担の議論もまた、より理解が得られるということになるかと思うので、今後も、こういう議論をしっかりと積み重ねていきたいと思う。また、こうした税の議論は、福祉や、教育など、あらゆることに波及していくと思うので、先ほど松田委員が最後におっしゃったように、税における情報をどのように共有して、福祉や、勤労等に結びつけていくのかということについても、今後とも、より充実させていきたいと考えている。
- ・ 今日、本当にお忙しい中、限られた時間ではあったが、様々な貴重なお話いただいたことを感謝申し上げます、是非、来年度も、引き続き、お力添え賜りますことをお願い申し上げます、私からの総括としたい。諸富会長はじめ先生方には、どうもありがとうございました。

(2) その他

○次回の審議会については、改めて日程調整することとして、閉会した。